

福岡県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援金

医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、有床診療所、無床診療所(医科・歯科)、薬局及び訪問看護ステーションに対して、確実な賃上げや経営の改善につなげ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的として補助金を交付します。

補助額

区分	賃上げ支援事業	物価支援事業
有床診療所 (医科・歯科)	72,000円(※1)／許可病床数(R7.8.1時点) (※1)2床以下の場合は 150,000円／施設	13,000円(※1)／許可病床数(R7.8.1時点) (※1)13床以下の場合は 170,000円／施設
無床診療所 (医科・歯科)	150,000円／施設	170,000円／施設
薬局 (所属する同一グループ内の 保険薬局の数(※2)として 1店舗以上5店舗以下)	145,000円／施設	85,000円／施設
薬局 (同6店舗以上19店舗以下)	105,000円／施設	75,000円／施設
薬局 (同20店舗以上)	70,000円／施設	50,000円／施設
訪問看護ステーション	228,000円／施設	—

(※2)厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数

申請期限

支援金の申請書は下記期限までに提出してください。

令和8年6月30日(火)必着

申請方法

下記事務局まで**郵送**で提出してください。

留意事項

賃上げ支援事業は、所定の賃金改善を実施する施設のみ対象となります。

必要となる賃金改善の内容等(裏面)を**必ず**ご確認ください。

物価支援事業は、令和7年度以降、診療報酬請求の実績のある施設が対象です。

お問い合わせ・提出先

福岡県医療機関等賃上げ・物価上昇支援金事務局

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東1丁目1-7-3F

☎ 092-402-5316 FAX 092-402-5317

賃上げ支援事業の給付対象となる賃金改善の内容等

- ① 令和7年12月から令和8年5月までの間に、対象職員のベースアップ(基本給又は毎月支払われる手当の引上げ)を実施していること。また、令和8年6月1日以降は、当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。
- ② 賃金表や給与規程等の変更に時間を要した場合は、令和7年12月分から令和8年3月分のベースアップに相当する一時金(又は特別手当)の支払及び4月分から5月分の対象職員のベースアップを実施していること。
また、令和8年6月1日以降も、当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

■賃金改善の方法

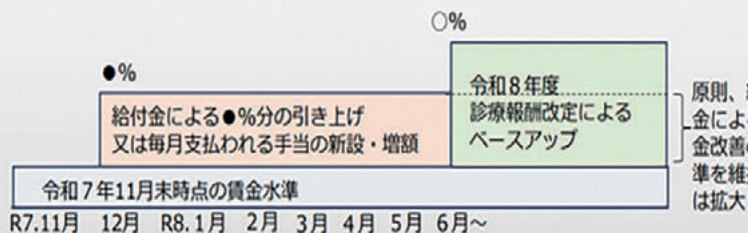
令和7年12月～令和8年5月までの間の賃金改善に充当します。

	賃金改善の方法	考え方
①	ベースアップ ※1	令和7年12月から 令和8年5月までの間実施
②	一時金・特別手当 ※2	直ちにベースアップが困難な場合は 令和8年3月までに最大4ヶ月分を支給 4月・5月はベースアップ ※1)を実施

(※1) 基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

(※2) 令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。

① 【ベースアップ ※1) を実施する場合】

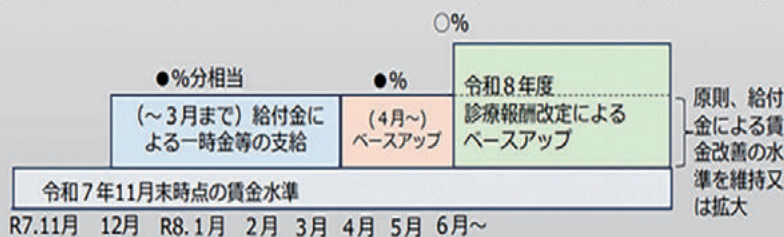


【①について】

6月までに、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給をすることも可能

②

【一時金・特別手当 ※2) とベースアップ ※1) を組み合わせて実施する場合】



【②について】

本年4月から5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分を支給した上で、6月までに、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給をすることも可能

- 厚生(支)局へ届出を行ったベースアップ評価料による賃上げ部分に当該補助金を充てることはできません。
- 支給額の全部又は一部が賃金改善の内容に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求めることがあります。
- その他の留意点については、県ホームページをご確認ください。